

行政文書公開決定等審査報告書

令和6年3月7日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和6年1月17日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	大和市が横浜地方裁判所令和5年（ワ）第〇〇〇〇号 損害賠償等請求事件において乙第7号証として証拠提出する『5／12情報公開請求 議事12：36～13：30』（以下「乙第7号証」という。）を清水建設株式会社から徴取又は交付を受けるためのやり取りが確認でき得る関連文書の一切 但し、『5／12情報公開請求 議事12：36～13：30』を除く。
審 査 の 結 果	実施機関が、本件情報公開請求に係る行政文書が不存在であることを理由に行政文書非公開決定処分を行ったことは、妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和5年9月15日、審査請求人は、訴外建設会社による審査請求人との対応記録である「5/12情報公開請求 議事12:36～13:30」と題する書面（疎1の2。以下「本件対応記録」という。）に関して、実施機関が本件対応記録を収受したこと自体に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）を対象文書とし、大和市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき情報公開請求（以下「原請求」という。）をした。
- 2 同月29日、実施機関は、原請求につき、本件行政文書が不存在であることを理由に、条例第11条第2項に基づき非公開決定処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 同年10月11日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、本件対象文書を公開せよ。

第3 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

本件対応記録の記載上、作成年と作成者が確認できないにもかかわらず、実施機関は別件訴訟事件における本件対応記録に係る証拠説明書には、作成年（平成27年）と作成者として訴外建設会社名を明記している。

そうすると、実施機関は、本件対応記録を証拠提出した時点で本件対応記録の作成年と作成者を認識できたのであるから、その認識を証する文書である本件行政文書を保有しているはずである。

なお、本件対応記録につき、入手方法や相手方を記録する起案用紙といった行政文書すら作成していないことは、普通地方公共団体における適正・適法な事務事業として到底、認容できない。

したがって、実施機関は審査請求人に対し、本件行政文書を公開する義務を負う。（以上、審査請求書より。）

実施機関は、本件対応記録をその収受時点で供覧の起案を要しない程度の行政文書と位置付けているが、これを8年余り保管し、別件訴訟に証拠提出することは無責任極まりなく、所管課職員がそのような不正を行うはずはないことから、実施機関は本件行政文書を作成し保有しているはずである。（以上、反論書より。）

2 実施機関の主張の要旨

本市における行政文書の作成に関する例規の解釈上、職務上取得した文書はその収受時点で行政文書に該当し、当該文書を収受することに関して組織上の意思決定をしない場合には、当該収受に係る行政文書の作成を要しない。

本件対応記録については、これを作成した訴外建設会社から実施機関から交付を依頼したものでなく、訴外建設会社から訴外市街地再開発組合を通じ、本件対応記録の記載事実の伝達と併せて実施機関に交付されたという経緯がある。

この経緯の下、実施機関が本件対応記録を収受することにつき業務遂行上、組織上の意思決定が必要なものではないといえ、本件行政文書を作成しないことに本市の例規上も問題はない。また、審査請求人が主張するように本件対応記録の記載上、作成年や作成者が確認できないとしても、実施機関は本件対応記録に係る作成年や作成者を認識したのであるから、審査請求人の主張は失当である。

第4 当審査会の判断

1 判断枠組み

本件における争点は、本件行政文書の存否である。

この点につき、審査請求人は、本件行政文書が存在する前提として、実施機関が本件対応記録の作成者（訴外建設会社）と作成年（平成27年）を認識し得たことを証するものとして本件行政文書が位置付けられること、及び地方公共団体において外部から文書を収受するに際して入手方法や相手方を記録する起案用紙といった行政文書を作成していないということが適正・適法な事務事業としてあり得ないことを主張する。

実施機関は、審査請求人によるこれらの主張に対し否認し、他に実施機関の側が文書不存在を積極的に立証すべき事情が見当たらない。

そこで、当審査会では審査請求人の主張につき、本件行政文書の不存在を覆すに足りる合理的な理由があるか否かを検討することとする。

2 審査請求人の主張の合理的理由の有無

(1) 本件対応記録の作成者と作成年の認識に係る主張について

審査請求人の主張のとおり本件対応記録上、作成者と作成年は必ずしも明らかではない。

まず、作成者の認識については、当審査会における審理の結果、本件対応記録の来歴として、本件対応記録はその作成者である訴外建設会社が訴外第一種市街地再開発組合を経由して実施機関に交付したという事実が認定できる。また、本件対応記録の内容は、訴外建設会社が施行者となる一種市街地再開発事業の工事費に関する訴外建設会社への詰問及びこれに対する訴外建設会社による対応というものである。

以上のことに鑑みれば、実施機関が本件対応記録の収受に係る行政文書を作成していないとしても、本件対応記録の作成者を訴外建設会社と認識できることに不自然さは見当たらない。

次に、作成年の認識については、審査請求人が平成27年5月13日に大和市役所に来庁の際、訴外建設会社を訪れた旨の発言をしたとされるが（疎乙1）、本件対応記録上、訴外建設会社が審査請求人に対応した日付が5月12日と記載されていることと相まって、この対応が平成27年の5月12日になされたことが容易に推測されるのであり、実施機関が本件対応記録の作成年を平成27年と認識したことは自然であり、特段、疑念を抱く余地はないといえる。

そうであるとする、本件対応記録の作成者と作成年の認識に係る審査請求人の

主張について、合理的理由は認められず、これを採用することはできない。

(2) 実施機関における適正・適法な事務事業に係る主張

ア 行政文書の作成に関する規定

条例において、情報公開請求の対象となるのは行政文書であり（第5条）、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書であって、いわゆる組織的共用性を備えたものをいう（第4条2号本文）。

この点、行政文書の作成及び管理につき定める大和市行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）は、事務処理に当たっては意思決定の経過を記録した行政文書を作成しなければならないと規定する（第6条）。

管理規則の下位規範として行政文書の取扱いにつき定める大和市行政文書取扱規程は、起案は原則として起案用紙により行わなければならないと規定し（第9条1項）、起案とは一般に、事務を処理する上で必要な決裁を得るために決定すべき内容や理由などを文書の形式にまとめ上げることをいうとされており、決裁に向けられた最初の工程となるものとされている。

そして、各職位の権限等につき定める大和市職務権限規程（以下「職務権限規程」という。）は、決裁の定義として案件の内容を確定する最終職位の意思決定とする（第2条9号）。

以上の行政文書の作成に関する規定に鑑みれば、文書に係る事務処理において各職位による意思決定を経たものであれば行政文書の作成が必要であり、当該事務処理が職務権限規程上、最終職位の決裁を要するのであれば当該事務処理は起案用紙により起案されることとなる。

イ これを本件についてみるに、実施機関は事実上、本件対応記録を収受したものであるが、単純な収受行為においては意思決定をはさむ余地はなく、上記の規定に鑑みれば行政文書の作成が必要とされる場合ではないものといえることができる。また、職務権限規程上、文書の収受行為が決裁を要する事務処理として位置付けられているものではなく、起案用紙により起案の対象となる事務処理にも当たらない。

そうであるとすると、文書の収受に際する起案用紙といった行政文書の作成に係る審査請求人の主張について、合理的理由は認められず、これを採用することはできない。

3 結論

以上のことから、本件対応記録の作成者と作成年の認識及び実施機関における文書の収受に際する行政文書の作成に係る審査請求人の主張について、いずれも本件対象文書の不存在を覆すに足りる合理的理由は認められないといえることができる。

よって、本件審査請求には理由がなく、実施機関が原請求について本件対象文書が不存在であることを理由に原処分を行ったことは、妥当である。

4 附帯意見

当審査会は、原処分を妥当と判断するも、次のとおり付言する。

行政文書の作成に係る規定上、本件対応記録を実施機関が収受するに際し起案用紙を含む行政文書の作成は必ずしも必要とはされないのは先述のとおりである。

もつとも、管理規則において、行政文書が到達した場合は、速やかに収受の手続を行わなければならないと定められているところ（第5条）、外部から文書を収受するに際しては収受印を押印する等の収受手続を履践することが本来的に求められているところではある。

そこで、実施機関においては、今後、外部からの文書を収受するに際しては管理規則に則り必要な措置をとられたい。

第5 審査の経過

令和6年1月17日 諮問

同月30日 審議（同日結審）